

令和7年度の国民年金保険料は 月額17,510円です

岡住民課国保年金班 ☎84-1214

千葉年金事務所 ☎043-242-6320

4月から、国民年金保険料が月額17,510円に変わります。支払方法により保険料が安くなる場合がありますので、早割や前納をぜひご利用ください。

納付書による前納

4月上旬に、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、金融機関(郵便局を含む)またはコンビニエンスストア、電子納付にて納付期限までに納めてください。

さまざまな納付方法に応じた納付書が同封されていますので、重複して納付しないよう注意してください。

- 1年前納用(4月～翌3月分)
- 6か月前納用(4月～9月分、10月～翌3月分)
- 各月納付用

※2年前納用の納付書は、コンビニエンスストアではお支払いできません。金融機関、郵便局または電子納付でお支払いください。



↑詳しくはこちら

※年度の途中から前納することもできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

口座振替による前納

口座振替で2年前納(4月～翌々年3月分)、1年前納、6か月前納、早割(当月末振替)すると、保険料が割引されます。

※翌月末振替は、割引されません。

口座振替を希望する方は、金融機関(郵便局を含む)または年金事務所です手続きしてください。

○手続きに必要なもの

- ・ 基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳等)
- ・ 通帳および届け出印



↑詳しくはこちら

離職・退職された方は国民年金加入手続きが必要です

厚生年金保険などに加入している被保険者が適用事業所を退職し、すぐに就職しない場合や自営業者などになった場合、その期間は国民年金第1号被保険者の加入手続きを行い、国民年金保険料を納める必要があります。

また、厚生年金に加入している配偶者の扶養となる場合は、配偶者の会社から年金事務所へ国民年金第3号被保険者の加入手続きを行う必要があります。

○対象者

20歳から60歳までの厚生年金などや国民年金第3号被保険者に加入していない方

○手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)または基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳など)
- ②退職日がわかるもの

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度があります

1. 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合や、退職(失業)等により保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の納付が「全額または一部免除」や「猶予」される制度があります。

免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月～6月に申請する場合は前々年度の所得)が一定額以下の場合や、失業した場合など保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。

納付猶予制度

20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月～6月に申請する場合は前々年所得)が一定以下の場合、申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

※退職(失業)等による特例審査

退職していることを確認できる公的機関の証明の写しを

添付することで、退職(失業)された方の所得が審査対象から除外されて審査されます。

※退職(失業)された方以外に、一定額以上の所得がある方が所得の審査対象にいるときは、特例免除は認められません。

2. 学生納付特例制度

学生の保険料の納付が、申請により猶予される制度です。年度ごとに更新が必要なため、前年度申請した方でも再度申請が必要です。

○対象者

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校等に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準値以下の方または失業などの理由がある方

○所得の目安

128万円+【扶養の数×38万円】で計算した額



↑詳しくはこちら